

東温市公告第32号

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年4月23日

東温市長 加藤 章

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務
[公募型プロポーザル実施要領]

1 趣旨

この実施要領は、東温市地域福祉計画及び東温市障がい者基本計画等策定業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務

(2) 業務内容

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

(4) 契約上限額

11,638,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 直近5年以内に、本市と同規模以上の地方公共団体において、地域福祉計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の福祉分野に関連する計画策定業務を受託、完了した実績を有し、確実に履行できること。ただし、実績は、計画策定に係る本体業務を受託したものに限るものとし、アンケート調査業務や印刷製本業務等、業務の一部のみを受託したものは含まない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

- (3) 対象となる業務について、東温市での競争入札参加資格を有していること、又は「9 提案書等の提出」に記載する提案書の提出期限までに同資格を有していること。
- (4) 東温市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成19年東温市訓令第39号）に規定する入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

4 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。なお、参加資格を失った場合、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が、受託候補者の選定までの間に、公正な評価を妨げる行為を行ったことが判明したとき。

5 関係資料等配布方法

(1) 配布資料

- ① 東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- ② 東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 仕様書（以下「仕様書」という。）
- ③ 東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）
- ④ 東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 提案選定評価基準
- ⑤ 東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 公募型プロポーザル各様式（以下「様式」という。）

(2) 配布方法

東温市ホームページからダウンロードすること。

(3) 配布期間

令和8年4月23日（木）から令和8年5月12日（火）まで

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

参加を希望する者は、令和8年5月12日（火）17時（必着）までに、下記①から③の書類を電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 プロポーザル参加意向申出書（※事業者名を記載）」とすること。

参加資格の確認後、令和8年5月13日（水）までに参加資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書を電子メールで送付する。

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 地域福祉計画・障がい者基本計画等の福祉分野に関連する計画策定業務の受託実績（任意様式） ※過去5年以内の業務経歴などを記載すること。

7 提出先（所管課）

〒791-0292

愛媛県東温市見奈良530番地1

東温市市民福祉部 社会福祉課

電話：089-964-4406（内線172）

E-mail：syakaifukushi@city.toon.lg.jp

8 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問表（任意様式）を提出すること。

（1）提出方法

電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 プロポーザル質問書（※事業者名を記載）」とすること。

（2）提出期間

令和8年5月12日（火）17時まで（必着）

（3）回答方法

質問表及びプロポーザル参加意向申出書の提出のあったすべての者に対し、令和8年5月13日（水）まで随時電子メールで回答する。

9 提案書等の提出

プロポーザル参加意向申出書を提出した者は、令和8年6月2日（火）17時（必着）までに、下記①から④の書類を持参又は郵送により「7 提出先」まで提出すること。

- ① 提案書表紙（様式第5号） 1部
 - ② 提案書（任意様式） 1部
- ・ 仕様書及び作成要領に基づき作成すること。

③ 提案書電子データ（PDF） 1式（CD-R等の電子記録媒体）

④ 見積書（任意様式） 1部

- ・地域福祉計画策定業務及び障がい者基本計画等策定業務ごとの価格が分かる内訳書を添付すること。

10 選定方法

提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容について、市職員で構成する評価委員会において評価を行い、最も評価の高い者を受託候補者として選定する。

受託候補者に選定された者が辞退した場合、又は「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。

11 評価基準

「東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務 提案選定評価基準」のとおりとする。

12 プレゼンテーション（予定）

提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び評価委員からの質疑を行う。

（1）実施予定日

令和8年6月4日（木）

（2）実施場所

東温市役所 会議室

（3）プレゼンテーション及びヒアリング

- ・1事業者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分）とする。

（4）その他

- ・日時、場所等の詳細は、後日連絡する。
- ・順番は、原則、提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションにスライド、パワーポイント等を使用する場合には、事前に報告すること。
- ・使用するPC、プロジェクタ等の機器は各参加者で用意の上、当日持参すること。スクリーンは本市で用意する。

13 主なスケジュール（予定）

公募開始	令和8年4月23日（木）
プロポーザル参加意向申出書の受付期間	公募開始から 令和8年5月12日（火）17時まで
質問の受付期間	公募開始から 令和8年5月12日（火）17時まで

質問への回答期限	令和8年5月13日（水）
提案書等の提出期限	令和8年6月2日（火）17時まで
プレゼンテーション	令和8年6月4日（木） ※別途連絡
選定結果の通知	令和8年6月5日（金）
契約手続き	令和8年6月上旬

14 その他

- (1) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等に係る一切の経費は提案者の負担とする。提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提案書提出後の提出書類の変更又は差し替えは認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が公表その他必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。
- (4) プロポーザル方式による事業者選定情報については、東温市情報公開条例（平成16年東温市条例第9号。以下「条例」という。）に基づき公開することを原則とする。
- (5) プロポーザル方式に係る情報の基本的な公開基準については、下表のとおりとし、下表に掲げるもの以外については、条例の規定に準ずるものとする。

【プロポーザル方式情報公開基準】 ○：公開、△：部分公開（注1）、×：非公開

対象情報 (例示)		契約締結前 (注2)	契約締結後 (注3)
提案	プロポーザル参加意向申出書（公募型）	×	○
	提案書、その他提案に係る提出書類	×	△
募集	実施要領・仕様書	○	○
評価委員会	委員名簿	×	○
	議事内容の記録（作成した場合に限る。）（注4）	×	△
評価結果 (注5)	受託候補者名	×	△
	提案者名（注6）	×	△
	採点表（注7）	×	△

備考

- (注1)「△：部分公開」とは、条例に該当し、特定の個人を識別することができる情報、公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報又は契約締結後においても当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報等を除く公開をいう。
- (注2) 契約締結前は条例第7条第2項第4号に該当し、選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。
- (注3) 辞退者に係る情報は含まない。
- (注4) 発言者が特定されない形で表記することとする。
- (注5) 評価結果は評価委員及び被選定者が特定できない形での公開とする。受託候補者決定後及び契約締結後は、提案事業者に対しては自己の評価結果を情報提供することができる。
- (注6) 申込順で公開することとする。ただし、提案者が二者以下の場合で、公開することで採点と受託候補者以外の提案者名が判明し、当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときは、受託候補者以外の提案者名を非公開とする。
- (注7) 契約締結前であっても受託候補者決定後は、提案者に対し自己の審査結果を情報提供することができる。